

# 夜間・休日における通報受理・移送体制について

## ～精神科救急体制整備検討ワーキンググループの検討結果～

### 1 本県の現状・課題とワーキンググループ（WG）設置の経緯

- 平成 26 年度の第 2 回地方精神保健福祉審議会（H27. 3. 19）において、**夜間・休日の精神科救急対応の迅速化が本県の課題**として指摘され、これを受けて平成 27 年度精神科救急医療システム協議会（H27. 7. 23）及び第 1 回地方精神保健福祉審議会（H27. 9. 3）の場で、今後の方針を【別紙 1】のとおり定め、計画的に検討を進めることとなった。
- その後、平成 27 年度第 2 回地方精神保健福祉審議会（H28. 3. 17）において、保健所職員の緊急措置診察への立会省略を、条件付きで認める方針案が承認されるとともに、**対応の一層の迅速化を図るため、ワーキンググループを設置して、移送体制整備について検討**することが指示された。
- これを受けて、「愛知県精神科救急体制整備検討ワーキンググループ」が、名古屋市担当者も交えて設置され（要領【別紙 1】）、**夜間・休日の移送体制及び通報受理体制の整備について、これまで 4 回にわたって検討**を実施してきた。

### 2 これまでの主な検討経過（平成 28 年度）

回数	日時	主要検討内容
第 1 回	H28 年 8/29(月)	①ワーキンググループ設置の経緯と論点の確認 ②今後の検討スケジュールについて ③県内精神科救急体制の現状と課題について ・夜間・休日対応の現状について ・他県の状況について ・県内精神科救急体制の課題について
第 2 回	11/30(水)	①他県状況（通報受理体制・移送体制の整備状況、予算規模）について ②現体制の問題点と課題解決の方向性について ③愛知県として想定しうる精神科救急体制のパターンの検討
第 3 回	H29 年 1/16(月)	①愛知県で想定しうる精神科救急体制の主要パターンについて ②メリット・デメリットを踏まえた体制整備の具体案の作成
第 4 回	2/14(火)	①愛知県の体制整備のWG最終案の作成 ②地方精神保険福祉審議会への報告内容の検討

## 3 WGにおけるこれまでの検討状況【別紙3参照】

区分	主要論点	WGにおける現時点での検討の方向性
基本的な方向性について	①通報受理と移送体制の整備のあり方	通報受理と移送実施は、いずれも常時待機を必要とする業務であり、人員配置と車両運行の効率性を考えれば、 <b>両者の一体的整備（いわゆる「センター化」）が適当</b> である。
体制整備のソフト面・運用面について	②名古屋市との関係	従前、県と名古屋市が共同で精神科救急体制の整備を図ってきたことを踏まえ、 <b>新たなセンターも県・市共同運営とする</b> 。ただし、措置に関する権限は、従来どおり事案発生地によって県と名古屋市が別個に果たすこととする。
	③通報以外の電話対応	新センターは、 <b>警察からの通報対応に特化</b> することが適当。
	④精神科救急情報センターとの機能分担	<b>現在の精神科救急情報センターは維持</b> しながら、 <b>新たなセンターとの機能連携を図ることで、利便性の向上と対応の迅速化を目指す</b> こととする。
体制整備のハード面・コスト面について	⑤センターの設置場所	<b>県施設（東大手庁舎等）内に設置</b> することを想定。
	⑥センターの職員	通報受理と移送及び立会要員として、 <b>新たに嘱託職員を複数雇用</b> する。職員は県（保健所兼務）と名古屋市の併任とし、事案発生地によって県保健所長または名古屋市長名で措置事務を遂行する。
	⑦移送用車両の確保	外部の <b>業者に委託</b> （必要時に配車）し、センター職員が同乗して対象者の移送を行う。
	⑧移送に当たっての警察の協力	移送は県の責任において実施するものであるが、移送系路上での不測の事態を避けるため、 <b>今後も警察の協力を求める</b> こととする（具体的な事項は、別途県警と協議）。
	⑨遠隔地対応	従来よりも初動を早めることで、速やかな対応を目指すこととするが、 <b>状況によっては、これまでと同様、立会省略による対応を考慮</b> する。
	⑩センター化のコスト	コストの主体は、嘱託職員雇用に要する人件費と、移送用車両の委託費。契約内容によって、額は増減するが、 <b>現時点では総額で数千万円規模を見込んで</b> いる（一部国庫補助対象。費用負担は名古屋市と按分）。

## 愛知県精神科救急体制整備検討ワーキンググループ設置要領

### 1 趣旨

本県の精神科救急体制の一層の整備促進を図るため、その課題と今後の在り方について検討することを目的とし、「愛知県精神科救急体制整備検討ワーキンググループ」（以下「本WG」という。）を設置する。

### 2 構成

本WGは別表に掲げる者（以下「メンバー」という。）をもって構成する。

### 3 事務局

本WGの事務局を障害福祉課こころの健康推進室精神保健グループ内に置く。

### 4 検討内容

本WGは、次の事項について検討する。

- (1) 愛知県内における現在の精神科救急体制（23条通報受理体制及び移送体制）の課題
- (2) 今後の精神科救急体制整備の在り方
- (3) 精神科救急対応に関する愛知県と名古屋市との協働の在り方

### 5 会議

本WGの会議は、2か月に1回程度開催するものとし、日程は事務局において調整する。また、会議には必要に応じてメンバー以外の者を出席させることができる。

### 6 報告

本WGの検討結果は、愛知県地方精神保健福祉審議会に報告する。

### 7 その他

この要領のほか、必要な事項は別に定める。

### 附則

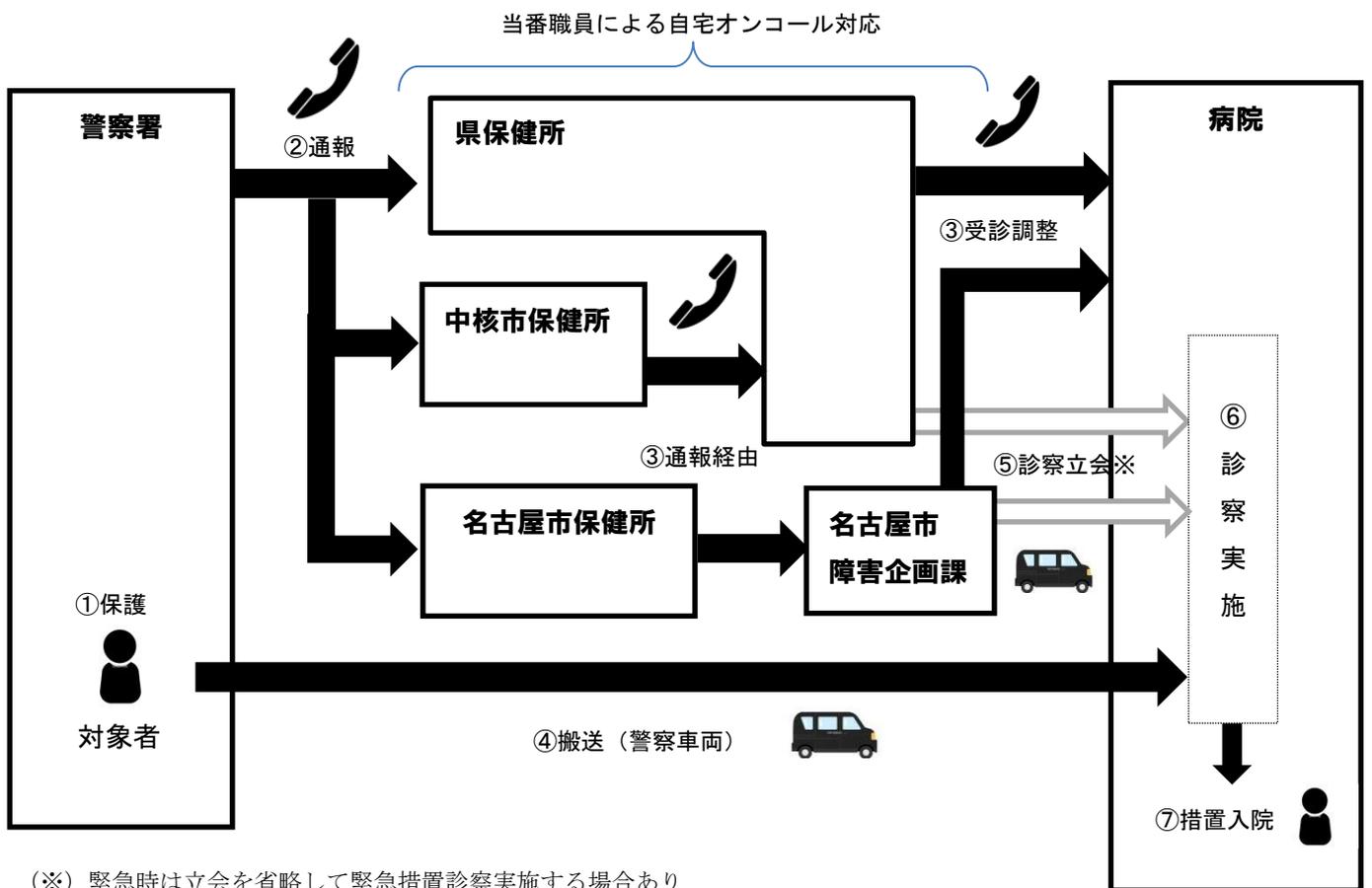
この要領は、平成28年8月2日から施行する。

## 別表

所 属	職	氏 名	備 考
障害福祉課こころの健康推進室	室長	鈴木 孝昌	座長
障害福祉課こころの健康推進室 精神保健グループ	班長	鈴木 清二	
精神保健福祉センター 企画支援課	課長	佐々木 はるみ	
江南保健所 健康支援課 こころの健康推進グループ	班長	橋本 靖	
半田保健所 健康支援課 こころの健康推進グループ	班長	石田 洋子	
衣浦東部保健所 健康支援課 こころの健康推進グループ	班長	杉浦 小百合	
豊川保健所 健康支援課 こころの健康推進グループ	班長	鈴木 智子	
名古屋市障害企画課 精神保健福祉係	係長	杉浦 哲也	

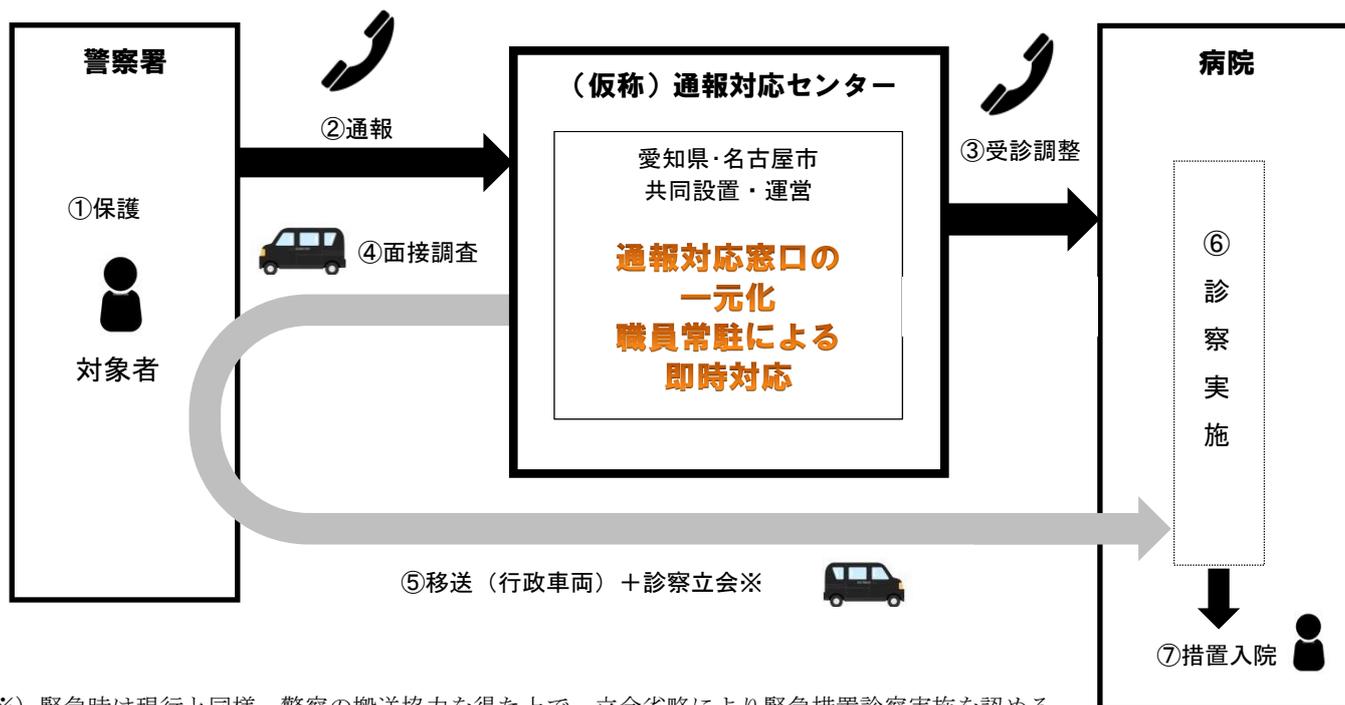
図1 夜間・休日の警察官通報（法第23条通報）への対応のあらまし

【現 行】



(※) 緊急時は立会を省略して緊急措置診察実施する場合あり

【WGにおける検討イメージ】



(※) 緊急時は現行と同様、警察の搬送協力を得た上で、立会省略により緊急措置診察実施を認める。